

# 札幌市乳幼児園医協議会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は札幌市乳幼児園医協議会と称し、事務所を札幌市医師会館内におく。

(組 織)

第2条 本会は、札幌市内にある幼稚園、保育園の園医など(以下「会員」という)をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は、札幌市医師会に協力し、幼稚園児及び保育園児の健康維持増進に寄与し、並びに幼稚園医及び保育園医の専門知識の交流を行い、あわせて会員相互の親睦をはかる事を目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 幼稚園及び保育園の事業に対する協力
2. 園児の健康維持増進思想の普及啓発
3. 園児の成長発達に関する調査研究
4. 関連行政並びに関連諸団体との連携
5. 幼稚園及び保育園をめぐる諸条件の解決
6. その他目的達成上必要な事項

(名誉会員)

第5条 幼稚園児及び保育園児の健康維持増進に寄与し、本会の発展に功績顕著であった者については、総会の議を経て、名誉会員とすることができる。  
また、名誉会員は会費を免除することができる。

(役 員)

第6条 本会に下記の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	2 名
幹 事	若干名
監 査	2 名

2. 役員は会員から選出する。

(役員任期の任務)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 監査は会務の執行および会計の状況について監査する。

第9条 本会に顧問、参与をおくことができる。

2. 顧問、参与は総会の議を経て会長がこれを委嘱する。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会および役員会とする。

2. 総会は、年1回以上会長が招集し、本会の会計、事業およびその他重要事項について審議する。

3. 役員会は会長、副会長、幹事、監査をもって構成し、総会に提出する事項および業務について審議する。

4. 本協議会議長は会長がこれに当たる。

(経費)

第11条 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

年会費は5,000円とする。

附 則

この会則は、平成19年4月18日に改正し、平成19年4月1日より施行する。

(平成19年4月18日第16回総会にて一部改正)

附 則

この会則は、平成28年4月26日に改正し、平成28年4月1日より施行する。

(平成28年4月26日第25回総会にて一部改正)